

8-9 指定緊急避難場所における感染症防止対策の要点

1 健康状態の確認・体調不良者の隔離

(1) 避難者の健康状態の確認

- 避難者の到着時：発熱等の症状の確認、検温を行う。
- 避難の期間中：定期的に健康状態を確認する。
- ☞ 体調不良者は、(2)により隔離する。

(2) 体調不良者の隔離

- 専用の部屋（可能な限り個室）、トイレを確保する。
 - ※ やむを得ず、複数の体調不良者を同室とする場合、間仕切り等で空間を区切る。
- 専用の部屋やトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。
 - ※ （例）学校：屋内運動場は一般用、校舎棟は体調不良者用に区分
- 必要に応じて医療機関の受診等の対応を行う。

2 3つの「密」の回避

(1) 【密閉空間】十分な換気の実施

- 30分に1回以上、数分間窓を全開にするよう努める。
- 2方向の窓、ドアを開けて空気の流れを作るよう努める。

(2) 【密集場所】避難者間の十分なスペースの確保

- 避難者間の間隔を広くする。（できるだけ家族世帯ごとで2m間隔を確保）
- 通路は、なるべく幅広に、多く設ける。
- 避難用に使用する部屋数を増やす。

(3) 【密接場面】間近での会話や発声に留意

- 可能な限り、真正面を避ける。
- マスクを着用し、十分な距離を保つ。

3 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

頻繁な手洗い、咳エチケット、マスク着用を徹底する。

4 衛生環境の確保

トイレやドアノブ等の共有箇所について、清掃、消毒を定期的に行う。